

<肺がん検診>

◆県の評価に関して◆

* 本調査は、平成23年度（調査対象年度は平成21年度）から開始しており、5年目の調査となります。

1. 調査項目（64項目）

①生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営、②受診者の把握、③要精検率の把握、④精検受診率の把握、⑤精密検査結果の把握、⑥偽陰性例（がん）の把握、⑦がん登録への参加（実施地域のみ）、⑧不利益の調査、⑨事業評価に関する検討、⑩事業評価の結果に基づく指導・助言

2. 評価方法

対象となる検診実施機関から提出のあった調査項目への回答に基づいて、次の方法で評価しています。

ランク	調査項目	項目数
A	すべて満たしている	64項目 すべて満たしている
B	一部満たしていない	1～20項目 満たしていない
C	相当程度満たしていない	21～40項目 満たしていない
D	大きく逸脱している	41項目以上 満たしていない
Z	回答がない、または部会が存在しない	

【評価結果】（詳細な結果は、表4を参照）

*平成25年度実施分の評価は、「B」です。

本県では一部に把握できていないデータがあり、基準を満たせない項目がありましたが、今後可能な限り基準を満たせるように、引き続き努力する予定です。